令和６年（２０２４年）

第 12 回大阪狭山市教育委員会

定例会議議事録

令和６年（２０２４年）１２月２６日　開催

大阪狭山市教育委員会

第12回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和６年（2024年）12月26日（木）
午前10時00分　　開議
市役所３階　　委員会室

出席委員（５名）
竹谷　好弘　　教育長
山田　順久　　教育長職務代理者
河合　洋次　　委員
井上　寿美　　委員
内田　幸子　　委員

出席事務局の職員
山田　裕洋　教育部長
浜口　亮　　こども政策部長
山本　泰士　こども政策部こども家庭支援担当部長
鶴田　善道　教育部次長兼教育政策グループ課長
中本　真司　教育部副理事兼教育指導グループ課長
塚本　浩二　こども政策部次長兼こども育成グループ課長
神楽所保則　教育部教育政策グループ学校給食担当課長
森口　健次　生涯学習グループ課長
岩間かおり　こども家庭支援グループ課長
榑本　敏彦　生涯学習グループ参事
牧　　宏幸　こども育成グループ参事

書記
荒川　郁代　教育政策グループ参事
安達奈津芽　教育政策グループ課長補佐

議事日程

開会

教育長活動報告

議事

日程第１	報告第31号	（仮称）大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例（案）及び（仮称）大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例（案）のパブリックコメントについて
日程第２	報告第32号	第３期大阪狭山市教育振興基本計画（素案）及び第３期大阪狭山市教育振興基本計画（素案）のパブリックコメントについて
日程第３	報告第33号	第３期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（素案）及び第３期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（素案）のパブリックコメントについて
日程第４	報告第34号	今熊３丁目の調整区域の取扱いについて
日程第５	報告第35号	新公立園の概要（案）について
日程第６	報告第35号	既存園の具体的な跡地活用方針（案）について

閉会

○各グループの報告事項

教育長（竹谷好弘）

改めまして、おはようございます。

ただいまより、令和６年第12回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席委員数は定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、議事録の署名委員は、会議規則によりまして、河合委員、内田委員を指名いたします。

教育長活動報告でございます。

議事日程を１ページめくっていただきまして、12月は議会の月でございまして、11月28日に初日を迎えております。12月10日、11日と一般質問ということで、教育関係の質問への答弁をしております。これ、後ほどまたご紹介をさせていただきます。

12月４日の校長会、それから、12月10日の教頭会、12月19日の園長会、これ、今年最後のということで、皆様方にご挨拶をさせていただいております。

12月24日、来客、小中学校と書いている、これ、学校園の終業の報告ということで、無事に終業日を迎えたという報告を受けております。14日間の冬休みに今年はなりまして、１月７日が始業式を迎えるということで、有意義な冬休みを送ってほしいなと思っております。

活動報告は以上です。よろしいでしょうか。

それでは、早速ですが、議事に移りたいと思います。

日程第１、報告第31号、（仮称）大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例（案）及び（仮称）大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例（案）のパブリックコメントについてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育政策グループ参事（荒川郁代）

日程第１、報告第31号、（仮称）大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例（案）及び（仮称）大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例（案）のパブリックコメントについてご説明させていただきます。

資料は１ページから５ページ、資料１、資料２、参考資料１でございます。

条例の制定につきましては、11月の総合教育会議において、市長と教育委員会は、教育をまちぐるみで推進していくという共通認識を確認し、条例化に向けて検討していくこととしたところでございます。

その後、教育委員の皆様や関係部署からご意見をいただきまして検討を重ねた結果、本日、条例（案）をご報告することとなりました。

それでは、資料２に基づきましてご説明させていただきます。

条例については、11条立てになっております。

第１条は、目的を規定しています。

子どもや市民の意見を斟酌し、未来に輝く教育のまちづくりにおいて、それぞれの役割を明らかにするとともに、総がかりで教育の振興に資することとしています。斟酌と規定していますのは、相手の事情や心情を酌み取ることを意味しますので、このように規定いたしました。

第２条は、用語の意義を定義しています。

子どもは、児童の権利に関する条約が対象を18歳未満にしていることや、児童福祉法において、児童とは満18歳に満たない者と規定されており、18歳未満の者としております。

保護者は、子ども・子育て支援法第６条第２項を準用しております。

市民は、市内に住所を有する人のほかに、市外から市内の事業所に通勤する人、市外から市内の学校に通学する人、市内において事業活動、ＮＰＯ活動、ボランティア活動、自治会活動など様々な活動を行っている個人や団体を言いま

す。この用語の意味は、大阪狭山市自治基本条例第３条の市民の定義を準用しております。

学校園は、小学校、中学校、認定こども園等としております。等とあるのは、大阪狭山市立の小中学校のほか、幼稚園、私立を含めた大阪狭山市内の認定こども園、保育所、小規模保育所等が含まれております。

第３条は、市長の責務を規定しております。

市長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、予算の執行など教育施策や事業を推進できるよう、必要な体制を整備しなければならないこととしております。

第４条は、教育委員会の責務を規定しております。

教育委員会は、法に基づき、条例のタイトルにありますように、未来に輝く教育のまちの実現のために基盤整備や環境づくり、学びの保障に取り組むこととしています。

第５条は、保護者の役割を規定しています。

家庭が子どもの健やかな育ちのために教育の責任を有することから、子どもの発達に応じて生きる力を育むことに努めるという表現にしております。

第６条は、市民の役割を規定しております。

教育への関心と理解を深めるために、様々な取組に参画していただき、学校園、家庭等と連携、協力をすることとしております。

第７条は、学校園の役割を規定しております。

学校園は、一人ひとりの子どもの成長に合わせて、主体的に学び、将来、社会で自立できるよう生きる力を育むため、市が定めた施策や取組、目標を学校内や学校間で実施、連携することとしています。

なお、努めなければならないと表現しているのは、教育委員会は、年度当初に私立を含めた管理職総会を行い、本市の方向性などを説明していることから強い文言にしております。

以上が言葉の定義になります。

第８条については、教育振興基本計画の策定について規定しております。

教育基本法第17条第２項では努力義務となっておりますが、本条例では、義務として規定しております。また、本市としては、これまで策定後も市議会に報告し、公表することとしております。

第９条については、教育振興基本計画の推進について規定しております。

第８条で計画の策定をし、その計画を一体となって総がかりで取り組んでまいります。

第10条については、意見情報の共有を規定しています。

施策を説明し、保護者や市民、学校園との連携及びご協力をいただき、情報を積極的に提供すること。また、子どもの意見を聴取し、市民の意見を把握しながら反映することを規定しています。

第11条については、委任を規定しております。

最後に、附則として、令和７年４月１日から施行することとしております。

次に、２ページをご覧ください。

この条例（案）に伴いまして、パブリックコメントを実施いたします。

１月の広報で、パブリックコメントの記事を掲載いたします。

公表方法は、市ホームページの掲載のほか、市役所教育政策グループや情報公開コーナー、ニュータウン連絡所などの各施設を閲覧場所としております。

募集期間は12月27日から１月24日までとし、応募資格は市内に住んでいる人などで、大阪狭山市パブリックコメント手続実施要綱に合わせた内容としております。

応募方法については、ＬｏＧｏフォームや書面の持参、ファクシミリ、郵送でございます。

実施後は、市のホームページで公表いたします。

続いて、参考資料１をご覧ください。

また、１月７日から、中学校２年生を対象にしたアンケートを行う予定でございます。

以上、非常に簡単な説明ではございますが、ご報告いたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ありますでしょうか。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

条例（案）に関する質問もしてよろしいですか。

教育長（竹谷好弘）

はい、どうぞ。

教育委員（井上寿美）

第５条で、保護者の役割について記されていて、教育の第一義的責任を有する者という文言があるんですけれども、この第一義的というのをどのような意味合いで使って、こういう条文になっているのか、ご説明いただけたらと思います。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育政策グループ参事（荒川郁代）

教育基本法の第10条の家庭教育の中で、子の教育については第一義的責任を有するものであってということが書かれておりましたので、それを準用した形になっております。

教育長（竹谷好弘）

井上委員。

教育委員（井上寿美）

家庭教育において、第一義的でしょうか。今、これを援用しましたとおっしゃってくださったのは。この場合は、本条例の場合は家庭教育という限定がございませんよね。教育の第一義的責任となっておりますので、それをそのまま同じ文言を援用された場合に、少しずれが生じるのではないかなと思いますし、この第一義的責任、例えば子どもの権利条約を訳したときも、プライマリーをどう訳すかというところでかなりいろんな議論もあったかと思いますが、これを市民の方がお読みになったときに、これは私の私見にはなります。だから、市民の方がおっしゃっているわけでも何でもないですけれども、大阪狭山市さんは教育のまち条例をつくって、教育に力を入れていこうとされているんだなって、いろんな教育委員会だって市長だって責務もあるけれども、一番責任を負うのは家庭なんだとか、保護者は、家庭が子どもの健やかな育ちの基盤であることから、教育の第一義的責任を有するものだということなので、結局、親に頑張りなさいと言うためにこの条例ができているんですかというふうに読まれてしまわないのかなという。

それが、恐らくこの条例の本意じゃないと私は思うので、大阪狭山市として、しっかりと市民の皆さんと一緒に教育に取り組んでいきましょうということですから、ここを少し誤解が生まれないような言葉を選ばれたほうがよいのではないかというのが、全くの私見です。そういう答えがあるかどうかも分かりませんけれども、ちょっと気になりましたので、ご検討いただけたらというふうに思っております。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部次長兼教育政策グループ課長（鶴田善道）

貴重なご意見ありがとうございます。

本文の中でそういう文言というのを変えていくのか、あるいはちょっと解説のほうでそういう分かりやすい言葉、あるいは今の委員がおっしゃっていただいた部分とかいうのを反映でき

るかどうかというのを、また持ち帰らせていただきまして検討させていただけたらなと思いますので、ご理解よろしくお願いいたします。

以上です。

教育長（竹谷好弘）

ほかに何かご意見。

はい。

教育委員（河合洋次）

条例（案）の11条の委任についてなんですけれども、必要な事項を別に定めるということで、委任先の公益機関とか委任者が特定されていないんですけれども、包括委任になっているんです。これは何か理由があるんですか。例えば、教育委員会が定めるとか。基本的には法律、法規案というのは、個別具体性というのが求められると思うので、何か理由があるなら別にいいとは思うんですけれども。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部次長兼教育政策グループ課長（鶴田善道）

現状、今、何かがあるかということというのは今のところはないんですが、今後進めていく中で、そういう委任というのが出てくる可能性もあるということで、一旦こういう形で条文化させていただいております。今のところ、特に該当するということはございません。

以上です。

教育委員（河合洋次）

条例内容でいったら、市民の方に法的強制力を与えるようなものじゃないので、個別具体性、そこまで要求されないと思うんですけれども、なるべく最終的に具体的に委任先とか決められたら決めたほうがいいとは、私は思います。

教育長（竹谷好弘）

ほかに。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

これ、子どもに対するパブコメなんですが、中学校２年生のみに限定してこのアンケート調査をしようとされている理由について、お聞かせ願えたらと思います。

それは、もし子どもたちが、えっ、私たちには聞いてもらえないのと思ったときに、ちゃんと説明できる言葉でなければならないなというふうに思っております。だから、２年生に取られることを私は批判しているわけじゃなくて、子どもたちに対する説明をどうされるのかなというところでお尋ねしたいです。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育政策グループ参事（荒川郁代）

今回につきましては、条例等計画２本と、後ほどご説明あると思うんですけれども、合計３本ございまして、その中でやはり条例というのはちょっと難しいというのもあって、中学３年生については、これから受験があるということで外させていただいて、条例については中学２年生という形で限定させていただいています。

あと、もしほかの方、意見があれば別に学校では一旦これをお示しさせていただいてということになりますので、おうちで興味のある方については、また別の方法でもいけますので、ホームページで公表しておりますので、そこは全部、増えるという形にはなるかと思います。

教育長（竹谷好弘）

井上委員。

教育委員（井上寿美）

今の説明で子どもたちは納得できるのでしょうかと、前回も子どもたちがいろいろと市に対して意見を言っていて取組の名前が失念して出て来ないんですが、11月にございました。本当に２年生に限らず、非常に皆さんしっかりと考えてご発言をされているなという、大阪狭山市

の子どもたちの姿を拝見させていただいたので、何か下の学年の方たちが、自分たちには分からないと思われているんだと、えっとならないのかなとは思います。

今このアンケートを見せていただいて、条例を読む前にということで、条例とは、教育行政とはという解説がありますが、これを小学生なら小学生に分かるように説明するというのが、むしろ大人の役割ではないのかなというふうに思うので、私がもしこれをもらったら、難しいことを分かるように説明して、意見を聞いてほしいなと思わないのかなというのはちょっと疑問が残るところではございます。あくまでも単なる意見ではございます。

以上です。

教育長（竹谷好弘）

今のご意見に対して、何か対応ありますでしょうか。

担当。

教育部次長兼教育政策グループ課長（鶴田善道）

では、補足といいますか、また、この後ご説明させていただく計画なりにつきまして、まず、教育振興基本計画については、中学校１年生の方を対象にさせていただくと考えております。あと、そのうちの子ども・子育て支援事業については、小学校６年生という形で今回初めての取組ということで、子どもたちの意見をどうやって反映させていけばいいのかというところを考えてきたんですけれども、いきなり全体というのもちょっとどうかなという意見もありましたので、まずは、一旦こういう形で決めさせていただきまして、それを結果を見た上で、また広げていけるものがあれば広げていけたらというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

教育長職務代理者（山田順久）

よろしいですか。

教育長（竹谷好弘）

はい。

教育長職務代理者（山田順久）

第７条のところに学校園の役割というのがあるんですけれども、この条例が制定されるということで、各学校園で子どもたちの発達段階に応じて、こういうふうな条例ができましたよ、この条例はこういうふうな趣旨なんですよというふうなあたりをぜひ説明して、そして、一緒に考えてもらうような、そういうふうな場をつくっていただけたらなというふうな、そういう思いがありました。そこの中で、子どもたちからも様々な意見も聞いていただいて、それをまた、教育委員会のほうに報告をするとか、そういうふうな形も取っていただけたらなというふうに思っております。

なかなか条例といいましても、全体を見てというのは、条例ってそもそも何かというところから子どもたちに説明していかなあかんようなところもありますのでね。そういうような形で、ぜひ条例の制定の意味であるとか、学校園の役割であるとかの説明をしていただきたいし、また、コミュニティ・スクールのそういったメンバーの方々にも、重々その趣旨のほうを説明していただいて、また逆に、意見も聴取していただけたらなというふうに思っております。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部次長兼教育政策グループ課長（鶴田善道）

貴重な意見ありがとうございます。

今後のご予定といたしましては、本日の会議において承認いただけましたら、年明け早々から、校長会のほうでこの条例のほうを説明させていただきまして、あとは、教員の先生とかに

ご周知いただくということで、今の委員のご意見につきましては、また、その辺を教育指導と協力、連携しながら、周知していけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

教育長（竹谷好弘）

ほかに何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかにご意見等ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

続きまして、日程第２、報告第32号、第３期大阪狭山市教育振興基本計画（素案）及び第３期大阪狭山市教育振興基本計画（素案）のパブリックコメントについてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部次長兼教育政策グループ課長（鶴田善道）

それでは、日程第２、報告第32号、第３期大阪狭山市教育振興基本計画（素案）及び第３期大阪狭山市教育振興基本計画（素案）のパブリックコメントについてご説明させていただきます。

本計画については、第10回定例会議で経過として、第３章まではご報告させていただいておりますので、本日は、第４章以降の概要でご説明させていただきたいと思います。

資料３、第３期大阪狭山市教育振興基本計画（素案）についてをご覧ください。

本計画の構成でございますが、第１章から第５章までとその他、本計画の策定委員会設置規則や策定委員会での審議経過、用語解説、アンケートの設問用紙といった資料で構成しておりますが、素案には資料編部分は割愛させていただいております。

それでは、第４章、施策の展開についてですが、４つの基本方針、16の目標と、すみません、裏面のほうをご覧ください。体系表をご覧ください。目標に対するそれぞれの取組施策を記載しております。

第３期基本計画では、基本方針１「これからの社会を生き抜く力を養います」の目標１、遊びを通して豊かに学ぶ就学前教育・保育の充実では、⑦の幼保職員研修の充実、目標２、社会の変化に即した新たな学びの展開では、②の教育ＤＸの推進、目標４、教職員の資質の向上の⑥の部活動の地域移行の推進、基本方針３「持続可能な社会のための教育環境を充実します」の目標12の地域の教育力の育成と社会に開かれた教育課程の実現では、⑨のグローカル人材の育成、⑩の地域未来の学習等５つの取組施策を新たに追加して、それぞれの取組を実施し、教育の推進を図ってまいりたいと考えております。

表面、すみません、戻っていただきまして、計画の第５章、計画の推進に向けてでございます。

計画の周知と各種情報の収集・発信といたしましては、多様な情報発信手段を活用しながら、本計画や取組内容の周知に努めてまいります。

連携・協働する各主体に期待する役割としては、学校園、家庭・ＰＴＡ、地域、行政が一体となって本計画を推進してまいります。

計画の推進管理及び評価・点検・見直しについては、５年後に向けての参考指標を設定し、計画の進行管理及び評価・点検を行いつつ、施策の円滑な実施及び課題の解決に努めてまいります。また、本計画は策定から５年を目途に見直しを図るものとしておりますが、計画途中であっても、新たな課題や大きな変化等に対して迅速かつ適切に対応していくため、必要に応じ

て計画の柔軟な見直しを図ってまいります。

次に、パブリックコメントについてですが、資料４ページをご覧ください。

件名は、第３期大阪狭山市教育振興基本計画（素案）となっております。

公募方法、募集期間、応募資格、募集方法などは、先ほどの条例に関するパブリックコメントと同様となっております。

また、基本計画についても、子どもアンケート調査を予定しております。

参考資料２をご覧ください。

対象者は中学校１年生とし、募集期間は令和７年１月17日までで、回答方法はタブレット端末などからＱＲコードで読み取る方法となっております。アンケート内容につきましては、記載のとおりです。

以上、大変簡単ではございますが、第３期大阪狭山市教育振興基本計画（素案）及びパブリックコメントについてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

素案の冊子のほうの46ページの目標11が家庭教育の支援ということで、そこに発達段階に応じた子どものしつけや教育という文言があるんですが、先ほどの教育条例のところでは「発達段階」を、こども基本法の表記に合わせて「発達過程」というふうに変更されたと伺っておりますが、こちらは文言は不統一のままでいかれるということでしょうか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部次長兼教育政策グループ課長（鶴田善道）

失礼いたしました。こちらのほうも統一した形で表記を変更させていただいて、あと、その他もちょっと確認はさせていただきます。統一させていただけたらと思います。

以上です。

教育長（竹谷好弘）

ほかにございますでしょうか。

はい。

教育長職務代理者（山田順久）

この子どもアンケート調査のお願いというのも、今の説明の中にあったということで、パブリックコメントだけですね、今の説明は。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部次長兼教育政策グループ課長（鶴田善道）

すみません、ちょっと説明不足だったかもしれませんが、一応、参考資料２ということで、対象者が中学１年生としており、募集期間が令和７年１月17日までということと、回答方法については、タブレット端末などから記載しているＱＲコードを読み取っていただいて、回答いただくというところで説明させていただきました。

以上です。

教育長（竹谷好弘）

山田委員。

教育長職務代理者（山田順久）

素朴な質問なんですけれども、これを見て、特に重要だと思う項目を３つ以内で選ぶという設定になっているんですけれども、16の中から３つというのは、できるんかなというのがあって、例えば各項目があって、その中でどれが一番重要ですかとか、そういうふうなのではちょっと具合が悪いということですかね。16、しかも視点も観点も全然違う中から、３つ何が重要ですかと問われたときに、なかなか答えにくい

気がするんですけれども、そのあたりどうでしょう。
教育委員（内田幸子）
　いいですか。
教育長（竹谷好弘）
　はい。
教育委員（内田幸子）
　これ実際、うちの娘、中学１年生で、冬休みに入る前にもうアンケートを学校でタブレットに読みこんで、アンケート終了、もうやっちゃったみたいなんですけれども、でも、確かにちょっと難しかったみたいで、この16個の中から３つというのは。それぞれやっぱり大事やなというのは思っているみたいだというのもあるんですけれども、各項目から１つとかという感じで選んだほうが、選びやすかったのかなというのは思います。少し難しかったみたいなふうなことは言っていました。ただ、もう終わっていると思うんです。
教育長（竹谷好弘）
　この問い方の、そもそもこういうふうな問い方にしようというふうになった経緯あたりも説明していただいたらどうですか。
　担当。
教育部次長兼教育政策グループ課長（鶴田善道）
　貴重なご意見ありがとうございます。
　経過というのは、あまり16個の中を全部というのもちょっと負担もあるのかなというところがありまして、できる限り簡素に、あまり難しくというとおかしいですね、項目が増えてしまうと回答率もちょっと落ちたりもするのかなというのも考えたりもしまして、まずは、こういう形で簡易にできるような形で意見を取り入れていきたいなというのがありましたので、こういう形にはさせていただいたんですが、先ほども説明させていただいたように、また、段階を追って、もうちょっと工夫できるものにつきましては工夫して、意見が反映できるような形でと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
教育長（竹谷好弘）
　ほかに何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。
　ほかにご意見等がございませんので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
　ご異議なしと認めます。
　本案については承認されました。
　続きまして、日程第３、報告第33号、第３期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（素案）及び第３期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（素案）のパブリックコメントについてを議題といたします。
　担当に説明を求めます。
　担当。
こども家庭支援グループ課長（岩間かおり）
　こども家庭支援グループから、日程第３、報告第33号、第３期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（素案）及び同計画策定に係るパブリックコメントにつきまして、概要版にてご説明いたします。
　資料５、大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（さやまっ子のびのびプラン）（素案）の概要をご覧ください。
　１、計画策定の趣旨についてでございます。
　本市では、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、子ども・子育て支援法に基づく計画を策定しております。現在の第２期計画は、今年度末までとなっているため、令和７年度からの５年間の計画として基本計画を策定いたします。
　なお、子ども・子育て支援法のほか、次世代

育成支援対策推進法やこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に関連する施策や事業等を包含する計画とし、本市の総合計画、先ほどの教育振興基本計画等と整合性を図るものとしております。

次に、２、地域子ども・子育て支援事業についてでございます。

地域子ども・子育て支援事業は、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行うものとして、子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

（１）利用者支援事業から（13）妊婦に対して健康診査を実施する事業まで、現在13事業ございますが、令和５年12月に閣議決定されましたこども未来戦略におきまして、子育てに係る経済的支援の強化や、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援等が盛り込まれた加速化プランが示され、加速化プランに盛り込まれた施策を着実に実行するため、（14）から（19）までの６事業が追加されました。新たな事業につきましては、今後、順次取り組んでいく予定としております。

ここまでが、第１章の主な内容となっております。

概要版には記載しておりませんが、第２章では、本市の人口や世帯の状況、令和５年度に実施いたしました子どもの育ちと子育てに関するアンケート調査、いわゆるニーズ調査と、子どもの生活に関する実態調査の結果と課題、令和５年度までの第２期計画の評価につきまして記載しております。

続きまして、３、基本理念、基本目標についてでございます。

第２章に記載しております２つの調査結果と現行の第２期計画の進捗状況と課題を整理し、基本理念や基本目標を定めました。

まず、基本的な３つの視点として、１、子どもの人権尊重や児童虐待の防止等といった視点は、現在においてさらに重要視されていること。

２、子どもや保護者が安心して子育てできるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する必要があること。

３、核家族化が進む中、子育ては家庭だけでなく、地域住民等の支えが引き続き必要であることから、第１期、第２期で掲げた「ともに育ち　ともに支え　一人ひとりが輝くまち」を第３期計画においても継承し、基本理念とすることとしております。

次に、基本理念を実現するための基本目標についてでございます。

全ての子どもたちが個人として尊重されつつ、個性や創造性を発揮し、自分の夢や希望に向かって心豊かに育つような環境づくりが必要であるとして、基本目標１は、子どもが心豊かに育つようにとしています。

基本目標２では、全ての親が安心して子どもを産み、親になる喜びを実感し、子どもの健やかな成長を楽しさとともに体感できるよう、楽しく安心して子育てができるようにとしています。

基本目標３では、本市で子どもを産み、子どもたちが生まれ育つ喜びを感じるためには、子育てを見守り、支え合う関係性や地域の力が必要であるとして、子育てを見守り支え合えるようにとしています。

次に、４、計画の体系図としまして、基本目標を実現していくための基本施策、個別施策についての体系図を記載しています。

各基本目標を実現するため、先ほどの地域子ども・子育て支援事業でご説明いたしました新しく追加された事務事業や、ヤングケアラーの実態を把握し、支援を行うヤングケアラー支援事業、子どもに優しい安全・安心な環境づくりとしまして、学校等備蓄推奨推進事業や災害備

蓄物資事業などの新規事業を盛り込み、個別施策を展開していくこととしております。

最後に、子ども・子育て支援法において決定することが定められております教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みとその提供体制の確保方策についてでございます。

次のページをご覧ください。

教育・保育につきましては、市全体を１つの提供区域に設定することとしております。

教育利用を行う１号認定につきましては、利用者が年々減少しており、提供体制の課題となっている状態が続いております。令和７年度以降もニーズは減少していくものと見込んでおりますので、市立幼稚園、市立こども園の再編・統合を進め、教育・保育の質をさらに高める取組を推進するとしております。

２号認定、３号認定につきましては、今後も利用希望者は増加すると見込んでおり、提供体制が不足すると考えられることから、本計画期間内に新たな民間施設の整備や、既存施設の経営の見直し等の検討を進めるとしております。

続きまして、地域子ども・子育て支援事業についてでございます。

放課後児童健全育成事業では、今後も住宅開発や共働き世帯の増加等により、さらに利用者が増加すると見込んでいることから、再編・統合後の市立幼稚園の活用や民間事業者の協力を得ながら、提供体制の確保に努めるとしております。

次に、地域子育て支援拠点事業につきましては、今後建設予定の複合施設や市立幼稚園の空き教室を活用し、さらなる充実を図るとしております。

病児保育事業のうち、病後児保育事業は、保育施設において引き続き実施することとし、病児保育事業につきましては、関係機関と連携し、体制整備に努めることとしております。

次の子育て世帯訪問支援事業からは、新しく追加された６事業についてでございます。

子育て世帯訪問支援事業は、子育てに不安や負担を抱える子育て家庭や妊婦等の世帯を支援員が訪問し、家事や子育てを支援する事業です。

児童育成支援拠点事業は、生活習慣の形成や進路等の相談、職員の提供等を行うことにより、子どもの居場所を提供する事業で、その次の親子関係形成支援事業につきましては、健全な親子関係の構築を図ることを目的に、子育てに悩む保護者や児童に対し、相談支援等を行う事業となります。

この３つの事業につきましては、相談を受けた市こども家庭センターがサポートプランを作成の上、支援する事業となっており、いずれも体制を整備し、実施していくこととしております。

最後の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、保護者の就労の有無にかかわらず、生後６か月から２歳までの子どもを保育所等に預けることができる制度で、令和８年度から開始する事業です。

まずは、市立幼稚園の空き教室を活用して実施することとし、その後、民間園などの協力の下、実施場所の拡大に努めることとしております。

続きまして、パブリックコメントの実施についてでございます。

議事日程に戻っていただきまして、６ページをご覧ください。

本計画（素案）を広く市民へ周知し、意見を聞くためのパブリックコメントを実施いたします。

閲覧場所は、市こども家庭支援グループや情報公開コーナーのほか、ぽっぽえん、ＵＰっぷ、子育てひろば“くみのき”等で閲覧できるよう

にするとともに、市ホームページにも掲載する予定でございます。

期間は、令和７年１月９日木曜から１月30日木曜までの３週間で、市内在住者のほかに、在学、在勤、利害関係を有する者等を応募資格者としています。

提出された意見とそれに対する市のコメントは、ホームページ等で一定期間公表することとしております。

あわせて、計画に対する子どもアンケートの実施を予定しております。今、お手元の資料になるんですけれども、そちらをご覧ください。

対象は、市内の小学６年生とし、計画に記載している事業のうち、小学生に関連のある17事業をピックアップしました。その中でよいと思うもの、なぜそう思ったかを聞くこととしております。また、17事業以外にも計画全般に対し、こんなふうにしてほしい、あればよいと思うことを自由に書いていただく設問を設けております。

期間はパブリックコメントと同様、令和７年１月９日から１月30日まで、タブレット端末から回答していただくこととしております。

以上、大変簡単な説明ではございますが、ご報告とさせていただきます。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

教育委員（井上寿美）

本当に分からないので教えていただきたいんですけれども、事業計画のところの99ページになるんですが、こども誰でも通園制度が開始されるようになって、市立幼稚園の空き教室を活用ということなので、教室自体が幼稚園の教室だと思うんですが、例えばゼロ歳児さん、生後６か月からの受入れですけれども、何かハイハイができるような畳のスペースとか、少し改装して手を加えて活用できるようにしていかれるということなのかというのをちょっと心配なので、教えていただけたらと思います。

教育長（竹谷好弘）

担当。

こども政策部次長兼こども育成グループ課長（塚本浩二）

委員おっしゃっているように、令和８年度から幼稚園のほうの空き教室を利用しまして、小さい子どもが利用する施設になりますので、一部その点改修した上で実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

教育委員（井上寿美）

追加で。

教育長（竹谷好弘）

どうぞ。

教育委員（井上寿美）

そのときに、人は民間保育所さんからやって来るというイメージなんですか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

こども政策部次長兼こども育成グループ課長（塚本浩二）

公立で行いますので、直営で初めは始めていきたいというふうに考えております。

教育委員（井上寿美）

分かりました。ということは、こども誰でも通園制度を、既に子どもたちがいる園で受け入れるのではなくて、それ専用の市立幼稚園の空き教室を利用されて、そこにそれ専用の公立の先生、保育所に替えるということですか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

こども政策部次長兼こども育成グループ課長（塚本浩二）

もともと、今のこども園とか保育園とかの定員の空きの人数を受け入れるという国の制度設計にはなってございますけれども、本市の場合２号、３号の待機とかも出ている関係上、各園で誰でも通園制度を実施するというのは、なかなか今現状、難しい状況になっております。ただ、全国的に令和８年度から実施していく必要がございますので、幼稚園の空き教室を利用して、まずは公立で始めていくというところで今検討している状況です。

以上です。

教育委員（井上寿美）

すみません、しつこくて。だから、そのときの人が、空き教室で誰でも通園制度が始まったときに、そこに常駐するように公立の先生がいつもいらっしゃる状態で進めていこうとされていると理解してよろしいですか。

教育長（竹谷好弘）

職員配置の管理。

担当。

こども政策部次長兼こども育成グループ課長（塚本浩二）

おっしゃるとおり、職員をそこに配置して受け入れていくというふうに検討しております。

教育委員（井上寿美）

ありがとうございます。謎が解けました。

教育長（竹谷好弘）

ほかにご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案は承認されました。

続きまして、日程第４、報告第34号、今熊３丁目調整区域の取扱いについてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）

失礼いたします。

それでは、日程第４、報告第34号、今熊３丁目の調整区域の取扱いについてご説明いたします。

資料は、７ページから８ページでございます。

８ページの資料の真ん中にあります指定校変更許可区域の今熊３丁目につきましては、開発や新しい道路ができるなど多くの変化があったことから、平成17年に大阪狭山市校区問題検討会議が設置され、その通学区域の弾力化について検討され、保護者へ通知し、就学指定校変更の試行としてスタートし、現在に至っております。

その後、学校の大規模化や小規模化が問題とされ、本市でも学校園のあり方検討委員会が立ち上げられ、その後、大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する実施方針も策定して進めていっていることを踏まえ、中学校区が異なるこの地域の校区の課題について、再度整理しておくことが望ましいと考えたため、先月11月に大阪狭山市通学区域調整委員会を開き、再度検討いたしました。

その中で、令和７年度から南第三小学校は小規模特認校となることを考えまして、今熊３丁目については、このまま西小学校と南第三小学校の調整区域として継続することに整理し直すものといたしました。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、ご報告いたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明に関して、何かご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、本案を原案のとおり処理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

続きまして、日程第５、報告第35号、新公立園の概要（案）についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

こども育成グループ参事（牧宏幸）

失礼いたします。

そうしましたら、こども育成グループのほうから、日程第５、報告第35号、新公立園の概要（案）につきましてご説明を申し上げます。

議事日程資料の１ページをご覧ください。

本件につきましては、令和６年９月に策定いたしました大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する実施方針におきまして、その方向性を一定お示ししてまいりました公立幼稚園、こども園の再編・統合に関する取組につきまして、その後の庁内検討の結果を踏まえ、現時点の案としてご報告するものでございます。

まず、新公立園の定員規模についてでございます。

新公立園の定員に関しましては、学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針において示されました各年齢ごとの適正規模、クラス数では超過する児童数でございますけれども、それを参酌するとともに、教育定員につきましては、今般の社会情勢、保育ニーズの上昇や、教育ニーズの減少といったところのトレンドを踏まえて、民間園の定員であり、市外施設の利用状況等を勘案いたしまして、先ほどご説明させていただきました第３期子ども・子育て支援事業計画に設ける必要量を設定いたしまして、その最低限必要量を設定させていただくというところでございます。

また、保育定員につきましてでございますけれども、こちらにつきましても民間園への影響を勘案いたしまして、現在の市立こども園の定員をベースに、今般の保育士の配置基準の変更等も踏まえまして、効率的な運営が可能になる人数を設定してございます。

具体的な数字につきましては、資料10ページの表を見ていただければと思いますけれども、現在の公立園との比較で申し上げますと、教育定員につきましては、４園合計の495人から45人へと大幅に減少しておりまして、一方、保育園につきましては、ゼロ歳児で３名減する一方、１歳児で２名、３歳児で５名をそれぞれ増員いたしまして、全体では４名増という形で微増の定員を設定しておるところでございます。

資料11ページをお願いいたします。

次に、新公立園の機能やサービスについてでございます。

新公立園において具備する機能であり、実施するサービスにつきましては、３つの着眼点を踏まえて検討を進めてまいりました。

１つ目は、現在の公立園が抱える様々な課題の解決を図るとともに、新たな付加価値の創出が期待される取組。

２つ目は、校種を超えた連携の深化や、学びの連続性と一体性を踏まえた教育・保育の実践であり、また、セーフティーネットとしての役割を考えた受け入れ体制の提供など、公立園に期待される役割を踏まえた取組。

３つ目は、立地条件やスケールメリット、設置手法等を踏まえまして、効率的、効果的な事業運営の実現を図ることでございます。

具体的な内容につきましては、１点目でございますけれども、適正規模による教育・保育環境の実現でございます。

こちらは本取組の最大の目的でもございますけれども、同じ年齢集団での活動や、様々な個

性を持った子どもたちが互いに刺激し合い、学び合う適正規模による教育・保育環境を提供するものでございます。

２点目、安全性と利便性を備えた新たな園舎の建設でございます。

こちらは、老朽化の進行といった現在の園舎における課題を抜本的に解決し、安全性と利便性に配慮した最適な空間の提供や、ユニバーサルデザインやインクルーシブ技術の導入等、セーフティーネットの役割も課した施設の建設を図ってまいります。

３点目は、地域に開かれた地域子育て支援拠点の設置でございます。

こちらは地域子育て支援拠点機能を複合化することによりまして、子どもの年齢や保護者の就労状況にかかわらず、多様な子育てニーズに対し、一体的な対応を目指していくものでございます。

４点目は、幼小連携の充実でございます。

こちらは南第一小学校に隣接する立地を生かしまして、幼児教育と小学校の連続した教育環境の構築・共有を図り、緊密な連携による効果的な対応を構築していくものでございます。

５点目、６点目につきましては、加配措置や預かり保育の充実でございまして、こちらは公立のセーフティーネットの役割や多様化する保育ニーズを踏まえまして、配慮が必要な子どもに対する加配措置や預かり時間の延長等、一元化によるスケールメリット、効率化などを踏まえまして、サービスの充実を図っていくものでございます。

その他、給食の提供であり、送迎バスの導入等につきましては、実施方針においてもお示した内容を改めて記載しておりますとともに、最後のこども誰でも通園制度等の新たな支援制度への対応につきましては、こども誰でも通園制度等、国の政策、制度の改正等に伴う新たな子育て支援施策に対しまして、適切に対応していく旨を項目として設定するものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますけれども、新公立園の概要につきましてのご報告とさせていただきます。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

続きまして、日程第６、報告第36号、既存園の具体的な跡地活用方針（案）についてを議題といたします。

担当の説明を求めます。

担当。

こども育成グループ参事（牧宏幸）

こども育成グループより、日程第６、報告第36号、既存園の具体的な活用方針（案）につきましてご説明申し上げます。

議事日程資料の13ページをお願いいたします。

再編・統合に伴います既存園の活用につきましては、学校園の適正規模・適正配置に関する実施方針におきまして、一定の方向性をお示しておりますけれども、各地域の課題やニーズの明確化によります活用案の具体化や、令和６年９月に策定されました大阪狭山市公共施設再配置計画の検討状況等を踏まえまして、より多角的な目線も含めて検討を進めましたので、ご報告をさせていただくものでございます。

まず、東幼稚園についてでございます。

東幼稚園につきましては、今、東小学校の東放課後児童会では、長年待機児童が生じておる

状況でございまして、今後も放課後児童会ニーズは増加することが見込まれることから、放課後児童会施設として活用することとしております。

次に、半田幼稚園についてですけれども、半田幼稚園が位置する第七小学校区では、大規模な宅地開発が続いておりまして、今後も保育ニーズが高まることが想定される地域でございます。こうした地域特性等も踏まえまして、社会福祉法人等の民間事業者によります保育施設用地としての活用をしてまいります。

次に、東野幼稚園でございます。

東野幼稚園につきましては、11月の教育委員会議においてもご報告申し上げましたように、令和７年度の園児募集の結果ゼロ人ということで、今後の募集を停止することといたしましたため、令和７年度は４・５歳児の２学年、令和８年度では５歳児のみとなりまして、令和８年度末をもって廃園することとなります。

こうした状況や、令和８年度からこども誰でも通園制度を実施する必要があることから、令和８年度から空き教室におきまして、こども誰でも通園制度の受皿施設といたしまして活用してまいります。また、その後も地域子育て支援拠点や教育・保育の質の向上を図るため、教職員の研修施設などとして活用していただきます。

次に、こども園、ゼロ～３歳児施設についてでございます。

大阪狭山市公共施設再配置計画におきましては、機能の移転が検討されたのが、歴史資料の増加等に伴う収蔵スペースの不足等といった課題を抱えます市史編さん所、旧の郷土資料館ですけれども、などの文化財の保存活用の拠点として活用してまいりたいと考えております。

次に、こども園、４・５歳児施設についてですけれども、こちらにつきましては、狭山ニュータウン地区の活性化事業の中に府営住宅の施設再編等の方向性を重視いたしまして、当該地域のこの行政ニーズの動向を踏まえまして、売却も視野に検討を進めてまいりたいと考えております。

最後でございますけれども、その他公共施設再編に伴う跡地活用方針といたしまして、旧くみの木幼稚園施設についてでございます。

現在、旧くみの木幼稚園施設におきましては、子育てひろば、地域子育て支援拠点でございますけれども、が運営中でございますけれども、今般の公共施設再配置計画におきましては、今熊複合施設への再編・統合といったところが見込まれておるところでございます。

第七小学校区では、先ほど申し上げましたとおり、大規模な宅地開発が続いておりまして、今後も放課後児童会ニーズも増加することが見込まれることから、令和７年度から旧くみの木幼稚園の今の現状の空き教室の一部を放課後児童会施設として活用を開始する予定でございますけれども、施設再編後につきましては、改めて放課後児童会施設として一体的に活用していくことを想定しております。

以上、誠に簡単な説明でございますけれども、既存園の具体的な活用方針（案）につきましてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等はありますでしょうか。

教育長職務代理者（山田順久）

質問なんですけど。

教育長（竹谷好弘）

はい。

教育長職務代理者（山田順久）

東野幼稚園なんですけれども、地域の子育て支援拠点と教職員の研修施設というのは、両方の機能を有するということですか。

教育長（竹谷好弘）
　担当。
こども育成グループ参事（牧宏幸）
　今現状のところ、先般のところで申し上げましたように、令和８年度末で閉めるというところが急遽決まったところでございます。
　先ほど少し申し上げましたこども誰でも通園制度の受皿として、空き教室を活用してというところまでの具体的な方針といったところを、今現時点で一定確実性の高い方針としてご説明させていただきましたけれども、その後の具体的に実行していく、拠点機能としてやっていくのか、教職員の研修施設でやっていくのか等といったところにつきましては、今後地域の説明会でのご意見等も踏まえまして、地域のご意見も含めまして検討を進めてまいりたいと考えております。
　以上でございます。
教育長職務代理者（山田順久）
　ありがとうございます。
教育長（竹谷好弘）
　何かご質問等あるでしょうか。よろしいですか。
　それでは、ないようでございます。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
　ご異議なしと認めます。
　本案については承認されました。
　本日の教育委員会の議案は以上でございます。
　これをもちまして、定例会を閉会いたします。
以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。
　教育委員会教育長

　教育委員会　委員

　教育委員会　委員

　教育委員会事務局職員